

海田町告示第96号

海田町事業継続応援金（第2弾）給付要綱を次のとおり定める。

令和3年9月10日

海田町長 西 田 祐 三

海田町事業継続応援金（第2弾）給付要綱

（趣旨）

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動へ影響を受けている中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1項第1号から第3号までに掲げる業種を含む。以下「中小企業者等」という。）又は個人事業主（事業を行う個人をいう。以下同じ。）のうち、給付対象者に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える海田町事業継続応援金（第2弾）（以下「応援金」という。）を給付するものとし、その給付については、この要綱に定めるところによる。

（給付対象者）

第2条 応援金は、次に掲げる全ての要件を満たす法人の代表者又は個人（以下「給付対象者」という。）に対して給付する。

- (1) 町内に事業所を有する中小企業者等又は本業（事業収入が全収入の半分を超えていること。）として町内で事業を営む個人事業主（以下「対象事業者」という。）であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年5月から同年9月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上高が令和元年又は令和2年同月の売上高に比して20パーセント以上減少していること（事業所を複数有する対象事業者の場合、町内に構える全ての店舗に係る対象月の売上高を対象とする。）。
- (3) 今後も町内において事業の継続の意思があること。
- (4) 申請時点において、町税（令和3年3月末までが納期のものに限る。）を滞納していないこと。

- (5) 法人が暴力団（海田町暴力団排除条例（平成23年海田町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと及び法人の役員又は個人（以下「役員等」という。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 令和2年12月31日までに事業を開始していること。

2 前項第2号の要件について、創業から1年未満である等、相当の事由により令和元年又は令和2年同月との売上高の比較が困難であると町長が認める場合は、対象月の売上高が、令和3年1月から4月までの平均売上高と比較して、20パーセント以上減少していることの申告書（別記様式第1号）を提出することで同号の要件に代えることができる。

3 複数の法人の代表者又は個人として給付対象者に該当する場合、いずれか一つの身分を給付対象者とし、その他の身分については、第1項の規定にかかわらず、給付対象者となない。

（給付額）

第3条 応援金の給付額は、一の給付対象者につき5万円とする。

（給付申請）

第4条 応援金の給付申請期間は、令和3年9月13日から同年11月30日まで（以下「申請期間」という。）とする。

2 応援金の給付を希望する給付対象者（以下「申請者」という。）は、申請期間内に、町長に対して海田町事業継続応援金（第2弾）給付申請書兼誓約書（別記様式第2号）を提出するものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、海田町事業継続応援金給付要綱（令和2年海田町告示第73号）及び海田町頑張る中小事業者応援金給付要綱（令和3年海田町告示第39号）に基づく申請において既に提出済みの書類については、本人の同意に基づき提出を省略することができる。

- (1) 申請者が法人の代表者にあつては謄本の写し、個人にあつては開業届の写し

- (2) 直近の確定申告書第一表の写し
- (3) 対象月及び令和元年又は令和2年同月の月間売上高を証明する書類
- (4) 申請者が法人の代表者にあつては当該法人の名義の振込先口座の通帳の写し、個人にあつては申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し及び本人確認書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

4 前項第2号の直近の確定申告書第一表の写しについては、收受日付印が押印されていなければならない。なお、e-Taxによる申請の場合は、受信通知を添付すること。

(誓約事項)

第5条 申請者は、応援金の支給申請に当たっては、次に掲げる事項を充足又は遵守することを誓約しなければならない。

- (1) 第2条の要件を全て満たしていること。
- (2) 前条第2項及び第3項の書類に虚偽がないこと。
- (3) 町が行う関係書類の提出指導及び事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、賄賂その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請情報等に虚偽の記入等を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない応援金の給付を受け、又は受けようとするをいう。ただし、これが故意によらないものと認められるときは不正受給に該当しないものとする。）等が発覚した場合には、第7条の規定に従い、応援金の返還等を行うこと。
- (5) この要綱の規定に従うこと。
- (6) その他給付金の交付に当たり町が定める事項に従うこと。

(応援金の給付)

第6条 応援金は、申請者からの申請に基づき審査し、町長が給付を決定する。

2 町長は、第4条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、応援金の給付を決定し、海田町事業継続応援金（第2弾）給付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

3 審査の結果、応援金の給付要件に該当しない者に対しては、海田町事業継続応援金（第2弾）不給付決定通知書を送付する。

(応援金に係る不正受給等への対応)

第7条 申請者の申請が応援金の給付要件を満たさないことが疑われる場合は、町は次のと

おり対応をする。

- (1) 提出された書類に関し、審査を行い、不審な点がみられる場合等には、申請書類の提出指導及び事情聴取、立入検査等の調査を開始する。
- (2) 前号の調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないことが判明した場合には、当該申請者に対する給付決定を取り消し、応援金の返還に係る通知を行う。

(添付書類についての特例)

第8条 第4条第3項第1号の開業届の写しについて、相当の事由により要件を満たしたものを提出できないと町長が認める場合は、事業所の所在地が分かる資料で代替することができる。

2 第4条第3項第2号の直近の確定申告書第一表の写しについて、相当の事由により同条第4項に規定する要件を満たしたものを提出できないと町長が認める場合は、次のいずれかの対応を行う。

- (1) 申請者が法人の代表者の場合、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書に税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。
- (2) 申請者が法人の代表者の場合であって、当該法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がない場合は同一の法人とみなし、法人番号に変更のある場合は別法人とみなす。
- (3) 申請者が個人の場合、令和2年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、令和2年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他の事由により当該書類が提出できない場合は、令和元年分の住民税の申告書類の控え又は令和元年分の收受日付が押印された確定申告書の写しで代替することができる。なお、e-Taxによる申請の場合は、受信通知を添付すること。
- (4) その他町長が適当と認める書類を提出する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

申告書

1 対象月の売上高

対 象 月	対象月の売上高合計 (A)	
令和 年 月	(A)	円

2 令和3年1月から令和3年4月までの売上高の平均

令和3年1月から令和3年4月までの 売上高合計		令和3年1月から令和3年4月までの 売上高の平均 (B) ÷ 4	
(B)	円	(C)	円

(対象月の売上高と令和3年1月から令和3年4月までの売上高の平均を比較した減少率)

$$\frac{(C) \text{円} - (A) \text{円}}{(C) \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

上記の内容について、事実相違ありません。

令和 年 月 日

住 所

法人名・屋号

代 表 者

(表)

様式第2号 (第4条関係)

海田町事業継続応援金 (第2弾) 給付申請書兼誓約書

令和 年 月 日

海田町長様

住 所

法人名・屋号

代 表 者

電 話 番 号

海田町事業継続応援金 (第2弾) の給付を受けたいので、誓約事項に同意し、海田町事業継続
応援金 (第2弾) 給付要綱第4条の規定により申請します。

また、応援金の給付に関し、当社又は私の町税の納付状況について、町が確認及び調査をする
ことについて同意します。

【対象月の売上高の確認】

対象月	売上高 (A)	比較年同月	売上高 (B)
令和 年 月	円	令和 年 月	円

(対象1か月売上高の減少率)

$$\frac{(B) \text{円} - (A) \text{円}}{(B) \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

主な業種 (事業売上のうち最も多くの割合を占める業種)	業
-----------------------------	---

上記の内容について、事実に相違ありません。

海田町事業継続応援金 (第2弾) は、次の振込指定金融機関の預金口座へ振り込み願います。

(金融機関コード)									
振込先金融機関	銀行・農協 金庫・組合		本店 支店						
預金種目	普通預金 当座預金	口座番号 (右詰め)							
振込口座 名義	住 所								
	(フリガナ) 氏 名								

(裏)

誓約書

当社（個人である場合は私）は応援金の給付の申請から、応援金の受給後においても、下記のいずれも充足していること又は遵守することを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 町内に事業所を有する中小企業者等又は本業として町内で事業を営む個人事業主（以下「対象事業者」という。）であること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年5月から同年9月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上高が令和元年又は令和2年同月の売上高に比して20%以上減少していること（事業所を複数有する対象事業者の場合、町内に構える全ての店舗に係る対象月の売上高を対象とする。）。
- 3 今後も町内において事業継続の意思があること。
- 4 申請時点において、町税（令和3年3月末までが納期のものに限る。）を滞納していないこと。
- 5 法人が暴力団（海田町暴力団排除条例（平成23年海田町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと及び法人の役員又は個人（以下「役員等」という。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 6 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- 7 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- 8 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 9 令和2年12月31日までに事業を開始していること。
- 10 海田町事業継続応援金（第2弾）給付要綱（令和3年海田町告示第96号。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第3項の書類に虚偽がないこと。
- 11 海田町が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等及び町税納付状況等の調査に応じること。
- 12 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、賄賂その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請情報等に虚偽の記入等を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない応援金を受け、又は受けようとするをいう。）等が発覚した場合には、要綱第7条の規定に従い、応援金の返還等を行うこと。

以上

様式第3号（第6条関係）

指 令 第 号
令和 年 月 日

様

海田町長 西 田 祐 三

海田町事業継続応援金（第2弾）給付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の海田町事業継続応援金（第2弾）について、内容を審査した結果、適当であると認められるため、応援金の給付を海田町事業継続応援金（第2弾）給付要綱第6条の規定に基づいて、次のとおり通知します。

給付決定額	金50,000円
給付予定日	年 月 日